

常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）に基づき、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、市が予算の範囲内において常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、常陸大宮市補助金等交付に関する規則（令和3年常陸大宮市規則第51-2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- (2) 市税及び市債務を滞納している者でないこと。
- (3) 常陸大宮市暴力団排除条例(平成24年常陸大宮市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等又はその関係者でないこと。
- (4) その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認める者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表のとおりとする。

経費の区分	説 明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（事業者が直接行う調査研究に係る経費を除く。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に充てるための融資額等（国要綱第4条第1項第4号に規定する融資額等をいう。）、補助対象事業を行う者の自己資金その他資金の合計額を控除した額とし、1事業当たりの上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 融資額等が補助金と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- (2) 融資額等が補助金の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (3) 融資額等が補助金の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (4) 融資額等が補助金の4倍以上の額の場合 5,500万円

2 前項の補助金の交付を受けることができる期間は、交付を受けようとする年度を含めて最大2年度とし、単年度ごとの交付額は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

単年度交付額 = (交付限度額 × A) - B

A：補助金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率

B：前年度末までに交付された補助金の総額

進捗率：交付対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

(事前協議等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業と関連性のある担当課に事前相談するものとする。

2 前項の相談の結果、補助対象事業を行う者となる可能性がある判断された場合は、申請者は、次に掲げる書類を作成し、市と協議を行うものとする。

- (1) 地域経済循環創造事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 地域経済循環創造事業収支計画書（様式第3号）及び具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 事業スケジュール
- (4) 事業概要が分かる資料
- (5) 申請年度及び申請年度前年度における市税の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請)

第6条 申請者は、前条第2項の協議が終了したときは、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、前条第2項に掲げる書類（同項の協議において変更の必要がないと認められたものを除く。）を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の交付申請をするに当たり、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入にかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 申請者は、原則として次条の規定による交付決定を受けてから当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手（工事等の発注を含む。）するものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金交付決定前着手届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（交付決定）

- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは交付の決定を行い、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、国要綱第10条第1項の規定による交付決定がなされないときは、補助金の交付決定をしないものとする。

（事業計画変更等の承認）

- 第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当するときは、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1） 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - （2） 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
 - （3） 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられるもの
 - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの
 - （4） 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - （5） 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - （6） 補助事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。
- 2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金変更承認（不承認）通知書（様

式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の増額は認めないものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度(次項において「交付年度」という。)の3月31日のいずれか早い日までに、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(3) 写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等の事業の成果が分かる資料

(4) 融資契約書等の金融機関からの融資を証明する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付年度の翌年度の4月10日までに前項に準ずる実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求、交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは第7条の規定による交付決定後に、概算払いをすることができる。

4 概算払いを受けようとする補助事業者は、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書(様式第11号)に概算払いを必要とする理由を付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、常陸大宮市地域経済循環騒動事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、国要綱又はこの要綱に違反したと認められるとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式13号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じたとき（第1項第4号の場合を除く。）は、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還を命じた日までの期間に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額について、その未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第9条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第9条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第12条第2項及び第4項の規定を準用する。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する会計年度（以下「事業完了年度」という。）の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものであって、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に対し、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認審査結果通知書（様式第16号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の取得財産等の処分によって補助事業者収入があるとき、補助事業者に対して、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(収益状況報告等)

第17条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に、常陸大宮市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告により、補助事業者事業化により相当額の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの交付金の交付目的に資する事業への再投資（第3条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると認めた場合は、この限りでない。

3 収益納付すべき期間は、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(勧告及び助言等)

第18条 市長は、補助事業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度におい

て、補助事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言を行うことができる。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月16日から施行する。